

## 水質検査結果書

会津美里町水道事業  
代表会津美里町長杉山純一

様

厚生労働大臣登録水質検査機関第101号  
建築物飲料水水質検査業福島県16水第23号  
福島県環境検査センター株式会社  
福島県郡山市田村町金屋字田原60番地1  
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

ご依頼の検査成績は以下のとおりです。

ISO/IEC17025認定試験所

水質検査部門管理者

宗像 健

検 体	検水種別	上水道				
	採取場所	高田地域				
体	試料名	高田工業団地浄水				
	採取者	鈴木 智弘		検査期日	2023年5月10日 ~ 2023年5月25日	
体	採取日時	2023年5月10日 11時05分		気温	21.0 °C 水温 13.0 °C	
	天候等	当日天候	晴	前日天候	晴	採取時残留塩素 (遊離) 0.3 mg/L (結合) --- mg/L
検査項目		検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	100個/mL以下				
大腸菌	陰性	検出されないこと				
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/L以下				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/L以下				
塩素酸	0.06未満	0.6mg/L以下				
クロロ酢酸	0.002未満	0.02mg/L以下				
クロロホルム	0.006	0.06mg/L以下				
ジクロロ酢酸	0.002未満	0.03mg/L以下				
ジブロモクロロメタン	0.001	0.1mg/L以下				
臭素酸	0.001未満	0.01mg/L以下				
総トリハロメタン	0.010	0.1mg/L以下				
トリクロロ酢酸	0.006	0.03mg/L以下				
ブロモジクロロメタン	0.003	0.03mg/L以下				
ブロモホルム	0.001未満	0.09mg/L以下				
ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08mg/L以下				
塩化物イオン	5.7	200mg/L以下				
有機物(TOC)	0.4	3mg/L以下				
pH値	7.2	5.8以上8.6以下				
味	異常なし	異常でないこと				
臭気	異常なし	異常でないこと				
色度	0.5未満	5度以下				
濁度	0.1未満	2度以下				
—以下余白—						
判定	検査項目について上記基準に適合する。					
備考	検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号、基準値は平成15年厚生労働省令第101号による。					

## 水質検査結果書

会津美里町水道事業  
代表会津美里町長杉山純一

様

厚生労働大臣登録水質検査機関第101号  
建築物飲料水水質検査業福島県16水第23号  
福島県環境検査センター株式会社  
福島県郡山市田村町金屋字南原60番地1  
TEL 024-941-1719 024-941-1762

ご依頼の検査成績は以下のとおりです。

ISO/IEC17025認定試験所

水質検査部門管理者 宗像 健

検 体	検水種別	上水道			
	採取場所	高田地域			
試料名	雀林浄水				
	採取者	鈴木 智弘		検査期日	2023年5月10日 ~ 2023年5月25日
採取日時	2023年5月10日 11時30分		気温	21.0 °C 水温 13.5 °C	
天候等	当日天候	晴	前日天候	晴	採取時残留塩素 (遊離) 0.3 mg/L (結合) --- mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	100個/mL以下			
大腸菌	陰性	検出されないこと			
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/L以下			
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/L以下			
塩素酸	0.06未満	0.6mg/L以下			
クロロ酢酸	0.002未満	0.02mg/L以下			
クロホルム	0.005	0.06mg/L以下			
ジクロロ酢酸	0.004	0.03mg/L以下			
ジブromクロロメタン	0.001	0.1mg/L以下			
臭素酸	0.001未満	0.01mg/L以下			
総トリハロメタン	0.009	0.1mg/L以下			
トリクロロ酢酸	0.006	0.03mg/L以下			
ブromシクロメタン	0.003	0.03mg/L以下			
ブromホルム	0.001未満	0.09mg/L以下			
ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08mg/L以下			
塩化物イオン	6.0	200mg/L以下			
有機物(TOC)	0.4	3mg/L以下			
pH値	7.1	5.8以上8.6以下			
味	異常なし	異常でないこと			
臭気	異常なし	異常でないこと			
色度	0.5未満	5度以下			
濁度	0.1未満	2度以下			
—以下余白—					
判定	検査項目について上記基準に適合する。				
備考	検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号、基準値は平成15年厚生労働省令第101号による。				